

【記載例】実務経験証明書（様式第9号）

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

忘れずに記入

実務経験証明書

下記の者は、**管** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者は、被証明者を雇用していた法人の代表者又は個人の事業主
 ※法人で破産等により証明を受けられない場合は、経験を積んだ会社における当時の取締役による証明も可能です。その場合は理由を記入の上、登記事項証明書等、当時取締役であったことの確認資料を提出してください。

新潟市中央区新光町10-1
 (株)新潟県組
 証明者 代表取締役 新発田 太郎

申請者と使用者（証明者）と異なる場合は、許可番号及び許可年月日も記入

被証明者との関係

社員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

実際に雇用されていた期間を記入

技術者の氏名	柏崎 五郎	生年月日	昭和40年1月5日	使用された期間	H1年4月から H19年3月まで	計上 月数	
使用者の商号 又は 名称	(株)新潟県組						
職名	実務経験の内容	実務経験年数				計上 月数	
工事主任	〇〇邸浄化槽工事 他	証明する業種に関する工事のみ記入				H7年2月から H7年12月まで	10
	〇〇会社給排水設備工事	《記入上のルール》				H8年2月から H8年10月まで	8
	〇〇会社冷暖房設備工事 他	①1年間をとおして複数の工事に従事していた場合、主な工事を1つ記入し、その他の工事は「他」でまとめて1行に記入可				H9年1月から H9年12月まで	11
	〇〇邸給湯設備工事 他	※1行に記入する期間は最長1年間とします。ただし、ひとつの工事で工期が複数年に渡る場合は1年を超えて記入可能です（このとき、工期を確認できる資料の提出が必要です）。				H10年1月から H10年10月まで	9
"	〇〇会社工場給排水工事					H11年1月から H12年4月まで	15
"	〇〇会社衛生設備工事 他	②各行における始まりの月は実務経験年数に計上しない				H12年6月から H12年12月まで	6
"	〇〇会社冷凍冷蔵設備工事 他	※1行で計上できる最大月数は11カ月（ひとつの工事で工期が1年超となる場合は除く）となりますので、その上で10年（120カ月）に達するまで記入してください。				H13年3月から H13年12月まで	9
工事係長	〇〇会社冷暖房設備工事					H14年3月から H14年12月まで	9
"	〇〇会社空調設備工事	③実務経験年数は重複計上不可 ※同時期に複数の工事に従事していたとしても、期間を重複して実務経験年数とすることはできません。				H14年8月から H14年11月まで	0
"	〇〇会社空気調和設備工事 他					H15年1月から H15年12月まで	11
"	〇〇会社ダクト工事 他	④同一人物が過去に他業種において実務経験証明書を提出していた場合、その期間は除いて証明する				H16年1月から H16年11月まで	10
"	〇〇邸ガス管配管工事 他	※ひとつの工事で複数業種の工事を経験していたとしても、過去に提出した他業種の実務経験証明書の証明期間とは重複できません。したがって、2業種で10年の実務経験を証明する場合、必要な経験年数は20年以上となります。				H17年1月から H17年12月まで	11
"	〇〇会社衛生設備工事 他					H18年1月から H18年10月まで	9
"	〇〇邸浄化槽工事					H18年11月から H19年3月まで	4
※申請者における実務経験の場合、直近5年分（5年以下の年数の場合はその年数分）の各暦年で請け負った主たる工事1件（実務経験証明書に具体的工事名が記載されているものに限る）について、請け負ったことを証する書類を提出してください。 （例：請負契約書、代金の請求書等）							
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計 満 10年 2月	122	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載す
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載す

使用者と証明者が異なる場合の理由を記入
 (例) 平成○年○月 会社解散のため
 平成○年○月 事業主死亡のため 等

実務経験年数は上記②にあるとおり「初月不算入」として計上しますが、1年をとおして工事を受注していたことが確認できれば、初月不算入とせず12カ月として計上します。具体的には以下のようなケースが該当します。
 工事Aの工期：令和3年12月1日～令和4年5月31日
 工事Bの工期：令和4年4月1日～令和4年11月30日
 工事Cの工期：令和4年10月1日～令和5年1月15日
 このケースは、令和4年中は切れ目なく工事をしていることになるため、令和4年の実務経験は初月不算入とせず12カ月として計上します（この場合は、各工事において工期が明確に確認できる書類の提出が必要です）。